

平成15年2月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ベ ル ー ナ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 野 清  
(コード番号 9997 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 島 野 武 夫  
(電話番号 048 - 771 - 7753 )

## 有償株主割当による新株予約権発行に関するお知らせ

平成15年2月28日開催の当社取締役会において、株主への還元策の一環とし、また将来的な資金調達のための手段として、当社株主に対する新株予約権の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権の付与の対象となる株主ならびにその目的たる新株予約権の数及びその新株予約権の発行の条件

平成15年3月31日(月)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式10株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。なお、1個未満の新株予約権は切捨てとする。また、当社が有する当社普通株式には新株予約権を割当てない。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (ア) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権の目的たる株式の数は、平成15年3月31日(月)の最終の発行済株式総数(但し、当社が有する当社普通株式(以下「当社が有する自己株式」という。)の数を除く。)に0.1を乗じた株式数とする。新株予約権1個当りの目的たる株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株とする。なお、対象株式数は下記(セ)に定める調整に服する。

##### (イ) 発行する新株予約権の総数

平成15年3月31日(月)の最終の発行済株式総数(但し、当社が有する自己株式を除く。)に0.1を乗じた個数とする。

##### (ウ) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、平成15年3月中旬開催予定の当社取締役会にて決定する。  
当該発行価額は株主への還元策の一環であることを考慮した価額とする予定である。

##### (エ) 新株予約権を発行する日

発行日は、平成15年7月3日(木)とする。

申込期間は、平成15年5月27日(火)から平成15年6月9日(月)までとする。また平成15年6月9日まで  
に申込みを行わない場合は当該新株予約権は失権するものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(オ) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額（下記 に定める。）に対象株式数を乗じた価額とする。

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当りの額（以下「行使価額」という。）は、平成15年3月中旬に開催予定の当社取締役会にて決定する。

(カ) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は、平成15年10月1日から平成18年9月29日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

(キ) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、その保有する新株予約権のうち50個の整数倍部分については50個単位で行使するものとする。なお、新株予約権証券が発行されている場合には、各新株予約権証券が表章する新株予約権全部について行使するものとし、その一部のみについて行使することはできない。

(ク) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当該効力発生日前に、当社は残存する全ての新株予約権を消却することができる。

当社は上記 による新株予約権の消却を行う場合、新株予約権者に対し新株予約権1個につき当初の新株予約権1個の発行価額相当額を対価として支払うものとする。

(ケ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。相続等当社が承認するにたる理由の存する場合を除き、原則譲渡の承認は行わない方針とする。

(コ) 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。新株予約権証券を発行する場合、当該新株予約権証券は分割しない。

(サ) 新株予約権証券の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額は、かかる発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、かかる発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(シ) 新株予約権行使により発行した株式の第1回目の配当

新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（新株予約権発行日現在3月31日及び9月30日に終了する各6か月の期間をいう。）の初めに新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(ス) 行使価額の調整

行使価額は、新株予約権発行後、当社が普通株式の時価を下回る発行価額をもって当社普通株式を新たに発行する場合には、次の算式により調整される。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当りの発行価額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、行使価額は、株式の分割もしくは併合又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行又は当社が有する自己株式の移転を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合、並びに当社の株式数の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするときに適宜調整される。

(セ) 対象株式数の調整

上記(ス)に定める行使価額の調整が行われた場合、対象株式数はそれぞれ次の算式により調整される。但し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(ソ) 新株予約権の発行価額の申込取扱場所及び払込取扱場所

三菱信託銀行株式会社 丸の内支店

(タ) 新株予約権の行使請求場所

三菱信託銀行株式会社 丸の内支店

(チ) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱場所

三菱信託銀行株式会社 丸の内支店

(ツ) 失権処理等について

失権した新株予約権については、今後開催する当社取締役会において、その全部又は一部について発行を打ち切ること、又は第三者に引受けさせること等を含め、その処分方法を正式に決定します。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 調達資金の使途

#### 今回の調達資金の使途

資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従いまして、新規発行による手取金は設備投資及び運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、払込みのなされた時点での設備投資計画及び資金繰り状況に応じて決定いたします。なお、新株予約権証券の発行価額の総額（見込額）に相当する301,161千円については全額運転資金に充当する予定であります。

### 2. 株主への利益配分等

#### (ア) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けております。

#### (イ) 配当決定にあたっての考え方

配当の決定にあたっては長期的展望に立ち、かつ経営基盤の拡充強化を図りながら、安定的な配当を維持することを基本方針としております。また、当該新株予約権の株主割当てを実施するとともに、今後とも株主への利益還元を経営の重要課題として取り組んでまいります。

#### (ウ) 内部留保資金の使途

将来の企業価値を増大させるための投資を優先し長期的視点で運用を図ってまいります。

#### (エ) 過去3決算期間の配当状況

|            | 平成12年3月期 | 平成13年3月期 | 平成14年3月期 |
|------------|----------|----------|----------|
| 1株当たり当期純利益 | 228.08円  | 236.66円  | 242.01円  |
| 1株当たり年間配当金 | 25.00円   | 25.00円   | 25.00円   |
| 実績配当性向     | 11.2%    | 10.5%    | 10.3%    |
| 株主資本利益率    | 14.8%    | 15.9%    | 15.7%    |
| 株主資本配当率    | 1.7%     | 1.7%     | 1.6%     |

#### (注)

1. 株主資本利益率は決算期末利益を株主資本（期首の資本の部合計及び期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
2. 株主資本配当率は、年間配当金額総額を株主資本（期首の資本の部合計及び期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
3. 平成12年3月31日を基準として平成12年5月19日付にて株式1株につき1.2株の割合で、平成13年3月31日を基準として平成13年5月21日付にて株式1株につき1.1株の割合で、平成14年3月31日を基準として平成14年5月21日付にて株式1株につき1.1株の割合で分割を行いました。なお、平成12年3月期、平成13年3月期及び平成14年3月期の1株当たり純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。
4. 平成14年3月期より自己株式を資本に対する控除項目としており、1株当たり当期純利益金額等の数値については発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。

#### (オ) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

エクイティ・ファイナンスの状況は以下のとおりです。

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 発行形態 | 120%コールオプション条項付第2回無担保転換社債 |
| 発行額  | 5,000,000,000 円           |
| 発効日  | 2002年4月15日                |
| 転換価額 | 4,592 円                   |

### 4. 過去3決算期間及び直前の株価の推移

|           | 平成12年3月期 | 平成13年3月期 | 平成14年3月期 | 平成15年3月期 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 始 値       | 1,530円   | 2,275 円  | 3,250 円  | 4,270 円  |
| 高 値       | 4,460 円  | 5,000 円  | 4,750 円  | 5,290 円  |
|           | 2,500 円  | 3,480 円  | 4,220 円  |          |
| 安 値       | 1,520 円  | 1,650 円  | 3,150 円  | 3,380 円  |
|           | 2,250 円  | 3,100 円  | 3,960 円  |          |
| 終 値       | 2,700 円  | 3,550 円  | 4,200 円  | 3,480 円  |
|           | 2,280 円  | 3,100 円  | 4,210 円  |          |
| 株 価 収 益 率 | 18.4 倍   | 13.5 倍   | 17.7 倍   | 14.3 倍   |

(注)

1. 平成15年3月期の株価は平成15年2月27日現在で表示しております。
2. 印は株式分割による権利落後の株価を示しております。
3. 平成12年3月1日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。
4. 当社は、平成12年5月19日付にて株式1株につき1.2株の割合で分割を行いました。
5. 当社は、平成13年5月21日付にて株式1株につき1.1株の割合で分割を行いました。
6. 当社は、平成14年5月21日付にて株式1株につき1.1株の割合で分割を行いました。
7. 各決算期の株価収益率は、当該決算末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. 新株予約権発行の日程（予定）

|                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 平成 15 年 2 月 28 日(金)   | 取締役会決議(株主割当)      |
| 平成 15 年 2 月 28 日(金)   | 有価証券届出書提出         |
| 平成 15 年 3 月 11 日(火)   | 法定公告              |
| 平成 15 年 3 月 20 日(木)   | 取締役会決議(条件決定)      |
| 平成 15 年 3 月 20 日(木)   | 訂正有価証券届出書提出       |
| 平成 15 年 3 月 31 日(月)   | 株主基準日             |
| 平成 15 年 5 月 15 日(木)   | 訂正有価証券届出書提出       |
| 平成 15 年 5 月 21 日(水) 頃 | 目論見書発送            |
| 平成 15 年 5 月 27 日(火)   | 株主申込開始            |
| 平成 15 年 6 月 9 日(月)    | 株主申込締切            |
| 平成 15 年 6 月 13 日(金) 頃 | 失権数確定             |
| 平成 15 年 6 月 17 日(火)   | 取締役会決議(失権処理割当)    |
| 平成 15 年 6 月 17 日(火)   | 有価証券届出書提出(失権処理割当) |
| 平成 15 年 6 月 18 日(水)   | 法定公告(失権処理割当)      |
| 平成 15 年 6 月 25 日(水)   | 届出書効力発生(失権処理割当)   |
| 平成 15 年 6 月 25 日(水)   | 申込期日(失権処理割当)      |
| 平成 15 年 7 月 3 日(木)    | 払込期日              |

以上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。